

社会福祉法人 日の出福祉会

介護員養成研修（通学） 学則

平成 31 年 3 月 5 日

社会福祉法人 日の出福祉会

介護員養成研修（通学） 学則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 社会福祉法人 日の出福祉会

所在地 兵庫県加古郡稲美町国安 1256

（目的）

第2条 地域の高齢者福祉への理解の普及と実践的な支援活動ができる人材の養成を目的として研修事業を実施する。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

日の出福祉会 介護員養成研修（通学）

（受講対象者）

第5条 受講対象者は、介護事業所に従事することを希望する者または介護の知識・技術を学び家庭や地域社会で活用することを希望する者であり、16歳以上の心身ともに健康である者とする。

（研修期間）

第6条 受講期間は、平成31年5月19日～平成31年10月6日とする。

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は、次のとおりとする。

受講料 30,000円（税込）

テキスト代 5,400円（税込）（発行：中央法規出版）

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム」のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、小野市のふたばの里とする。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は、別添「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第11条 実習は、別添「実習施設一覧」の施設において実施する。

(受講手続き)

第12条 受講手続き

(1) 募集時期

開校日の1ヶ月前から募集し、7日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

受講者は申し込み後、開講日までに現金にて受講料を納入する。

(3) 受講料返還方法

当法人の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(科目の免除)

第13条 次の者が受講する場合、兵庫県介護員養成研修事業者指定要領に基づき科目を免除することができる。

(1) 免除する要件

特別養護老人ホーム等の介護職員として、1年以上の介護等の実務経験を有する者は、「(1) 職務の理解」の科目を免除することができる。

(2) 実務経験の換算方式

実務経験の換算方式は、介護等の業務に従事した期間が通算365日以上であり、かつ現に就労した日数を通算して計算するもの

とし、当該通算日数が 180 日以上である場合に、1 年以上の実務経験がある者に該当するものとする。

なお、1 日の勤務時間が短い場合にあっても、1 日勤務したものとみなす。

(3) 実務経験の確認

(1) により免除する場合においては、受講者が免除要件を満たしている否かを、研修開始日までに「実務経験（見込）証明書」を提出させることにより確認を行う

なお、提出がない場合は、科目免除を行わない。

(修了の認定)

第14条 全日程の出席、修了試験の合格点数獲得及び受講料等が完納されている者を修了者と認める。

(研修欠席者の扱い)

第15条 各教科の開始時前に出欠確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前に電話等により届け出ることとする。なお、15 分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講について)

第16条 やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、講義・演習の合計時間数の 1 割以内を目途として、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。

(受講の取り消し)

第17条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 遅刻を繰り返す者。
- (2) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
- (3) 他の受講生の学習を著しく妨げる者。
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者。

(修了証書等の交付)

第18条 第 14 条により修了を認定された者は、修了証明書を交付する。

(修了者管理の方法)

- 第19条 (1) 修了者を修了者名簿に記載し、兵庫県で指定された様式に基づき兵庫県東播磨県民局長に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者からの申し出により再発行を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

- 第20条 当法人が取得した受講者の個人情報に関しては、研修に関する連絡事項や運営において必要な範囲で使用する。ただし、当法人が実施する新規研修開始の案内等の情報提供を希望する者については、当該目的の範囲においても使用するものとする。

(その他研修に係る留意事項)

- 第21条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難を判断した場合には、研修の中止又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならない措置を講じることとする。

(施行細則)

- 第22条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。